

岡山県公報		発行 岡山県			
目次				担当課（室）	
【選挙管理委員会】				選挙管理委員会	
○	投票用紙の様式（小選挙区）				
○	投票用紙の様式（比例代表）				
○	選挙長及びその職務代理者の選任				
○	岡山県選挙分会長及びその職務代理者の選任				
○	岡山県審査分会長及びその職務代理者の選任				
○	選挙会の日時及び場所				
○	岡山県選挙分会の日時及び場所				
○	岡山県審査分会の日時及び場所				
○	政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所				
○	選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所（小選挙区）				
○	選挙公報の岡山県における掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所（比例代表）				
○	名簿届出政党等の名称等の掲示の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所				
○	選挙長の事務を行う場所（小選挙区）				
				目次	
				担当課（室）	
○ 岡山県選挙分会長の事務を行う場所				〃	
○ 岡山県審査分会長の事務を行う場所				〃	
○ 選挙立会人となるべき者が十人を超えたとき等のくじを行う日時及び場所（小選挙区）				〃	
○ 選挙立会人となるべき者が十人を超えたとき等のくじを行う日時及び場所（比例代表）				〃	

◎岡山県選管告示第六十二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

第四十八回衆議院 小選挙区選出議員選挙投票 ○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 印	こう ほ しゃ し めい 候補者氏名
---	-------------------------------

備考

- 一 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。
- 二 紙の色はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

◎岡山県選管告示第六十三号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

第四十八回衆議院 比例代表選出議員選挙投票 ○注意 政党その他の政治団体の名称又は略称は、 欄内に一つ書くこと。 印	政党その他の 政治団体の 名称又は略称
---	------------------------------------

備考

- 一 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。
- 二 紙の色はあざぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

区 分	選 挙 長		選 挙 長 職 務 代 理 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
岡山県 第一区	倉敷市浜ノ茶屋二丁目二番三三号	藤原 健補	岡山市北区学南町一丁目八番一号B―一〇四	黒川 了威
岡山県 第二区	岡山市北区撫川一〇一五番地一四	平松 卓雄	岡山市北区学南町一丁目八番一号B―一〇四	黒川 了威
岡山県 第三区	倉敷市有城二一六九番地九一	田中 信行	岡山市北区学南町一丁目八番一号B―一〇四	黒川 了威
岡山県 第四区	津山市林田一六七五番地	山名 千代	岡山市北区学南町一丁目八番一号B―一〇四	黒川 了威
岡山県 第五区	倉敷市浜ノ茶屋二丁目二番三三号	藤原 健補	岡山市北区学南町一丁目八番一号B―一〇四	黒川 了威

◎岡山県選管告示第六十五号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

岡山県選挙分会長		住 所	岡山市北区撫川一〇一五番地一四
氏 名		平松 卓雄	
岡山県選挙分会長職務代理者		住 所	岡山市東区広谷六八〇番地八
氏 名		見戸 隆之	

◎岡山県選管告示第六十六号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における岡山県審査分会
長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

岡山県審査分会長		住 所	倉敷市有城一一六九番地 九一
氏 名		田中 信行	
岡山県審査分会長職務代理者		住 所	岡山市東区広谷六八〇番 地八
氏 名		見戸 隆之	

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十七号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

岡山県第一区

一日時 平成二十九年十月二十五日 午前九時三十分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

岡山県第二区

一日時 平成二十九年十月二十五日 午前九時四十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

岡山県第三区

一日時 平成二十九年十月二十五日 午前十時

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

岡山県第四区

一日時 平成二十九年十月二十五日 午前十時十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

岡山県第五区

一日時 平成二十九年十月二十五日 午前十時三十分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十八号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

一 日 時 平成二十九年十月二十五日 午前十時四十五分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十九号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における岡山県審査分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

一 日 時 平成二十九年十月二十五日 午前十一時

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

一 日 時	平成二十九年十月十日 午後五時十五分
二 場 所	岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

一 日 時 平成二十九年十月十日 午後五時三十分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における選挙公報の岡山県における掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

一 日 時 平成二十九年十月十二日 午後五時三十分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十三号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における名簿届出政党等の名称等の掲示の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

一 日 時 平成二十九年十月十日 午後六時

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎衆小選（一）告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）

選挙長 藤 原 健 補

一 平成二十九年十月十日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十九年十月十一日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（二）告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）

選挙長 平 松 卓 雄

一 平成二十九年十月十日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十九年十月十一日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（三）告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）

選挙長 田 中 信 行

一 平成二十九年十月十日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

二 平成二十九年十月十一日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（四）告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）

選挙長 山 名 千 代

一 平成二十九年十月十日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十九年十月十一日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（五）告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第五区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第五区）

選挙長 藤 原 健 補

一 平成二十九年十月十日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十九年十月十一日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎衆比選告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）

岡山県選挙分会長 平 松 卓 雄

一 平成二十九年十月十日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十九年十月十一日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡審分告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における岡山県審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

最高裁判所裁判官国民審査

岡山県審査分会長 田 中 信 行

一 平成二十九年十月十日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十九年十月十一日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎衆小選（一）告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）

選挙長 藤 原 健 補

一日 時 平成二十九年十月十九日 午後五時十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

◎衆小選（二）告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）

選挙長 平 松 卓 雄

一日 時 平成二十九年十月十九日 午後五時十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

◎衆小選（三）告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）

選挙長 田 中 信 行

一日 時 平成二十九年十月十九日 午後五時十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎衆小選（四）告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）

選挙長 山 名 千 代

一 日 時 平成二十九年十月十九日 午後五時十五分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

◎衆小選（五）告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第五区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第五区）

選挙長 藤 原 健 補

一 日 時 平成二十九年十月十九日 午後五時三十分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎衆比選告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会に關し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときにくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）

岡山県選挙分会長 平 松 卓 雄

一 日 時 平成二十九年十月十九日 午後五時三十分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室